

〈動向〉

人権教育のための世界プログラム

中道 基夫

1995年から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」（以下「国連10年」）が2004年末で終了した。国連人権高等弁務官の「国連10年」の成果および欠点に関する報告書¹によるならば、このプログラムを通して世界各国で人権教育が課題として認識され、人権教育の必要性に関する意識が高まり、またこの分野における国際協力の枠組みが定められたことが成果としてあげられている。さらに、人権教育が全体として人権文化のさらなる発展および民主化プロセスに貢献したこと、政府と市民社会との協力の強化にもつながったこと等も積極的に評価されている。

その一方で、このプログラムの限界や今後取り組むべき課題も指摘されている。まずこのプログラムは10年という区切りで実施されてきたのであるが、人権教育は10年の間に大きな成果が生み出されてくるものではなく、長期的な取り組みが必要であることが指摘されている。現在も世界の中には、グローバル化や移住によって他文化社会の中で引き起こされた差別と人権侵害が続いている、原理主義・過激主義、テロリズムや不寛容を生み出す土壌となっている。これらの問題を解決していくためには、対話・国際連帯・社会的統合を促進し、人権文化を構築しなければならない。その

ためには長期的な教育措置により、様々な文化・文明の文化的・宗教的特徴を相互に理解し合うことが必要である。また、「国連10年」において充分に取り組まれなかった課題として、経済的、社会的および文化的権利の尊重と、それらが人権の諸権利として充分に考慮されていない問題、権利に対応する責任、環境問題、女性の人権が挙げられている。障害者、移住者、マイノリティ、HIV/AIDS感染者、高齢者、貧困層、その他の社会の中で傷つきやすい立場に置かれたグループに関する人権教育も充実されなければならない。人権教育のための適切な方法論の開発、人権教育を促進するための協力体制やネットワーク、人的・財政的援助の拡充が、「人権教育のための国連10年」が残した課題として指摘されている。

上記のような評価と反省に基づいて、2004年12月の第59回国連総会は人権教育の世界的な枠組みを継続し、発展させるために「人権教育のための世界プログラム」（以下「世界プログラム」）を2005年1月1日から開始することを採択した。「世界プログラム」は、新たな人権教育のプログラムではなく、「国連10年」のさらなる展開である。

「世界プログラム」の第1段階として、2005年から2007年までの3カ年間、初等・中等教育制度に

1 「人権教育のための国連10年(1995-2004年):『10年』の成果および欠点ならびにこの分野における国連の今後の活動に関する報告書」(http://blhrri.org/kokusai/un/un_0022.htm#2)

焦点を当てる人権教育のための行動計画²が決議された。このプログラムは、あらゆる国々の教育者、政府機関、非政府機関、人権機関および国連機関の専門家によって構成された会議（2004年9月13日～15日）における議論に基づいて、国連高等人権弁務官とユネスコによって作成された。

第1段階の行動計画は以下の6章と添付資料によって構成されている。

1. 人権教育のための世界プログラム

2. 第1段階（2005年～2007年）：

初等・中等教育制度における人権教育のための行動計画

3. 国レベルにおける実施の調整

4. 行動計画の実施の調整

5. 国際的な協力および支援

6. 評価

添付資料「初等・中等学校制度における人権教育の構成要素」

以下、特に第1章、第2章を中心に、「世界プログラム」の概要を紹介する。

1. 人権教育のための世界プログラム

まず、第1章では、人権教育を「知識およびスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報」³であると定義している。そして、人権教育の目指すべきものとして、以下の6点を挙げている。

「(a) 人権および基本的自由の尊重の強化

- (b) 人格およびその尊厳の理解の全面的発達
- (c) すべての民族、先住民族ならびに人種的、国民的、民族的、宗教的および言語的集団との間の理解、寛容、ジェンダーの平等および友好の促進
- (d) 法の支配が規律する自由かつ民主的な社会にすべての人が効果的に参加できるようにすること
- (e) 平和の構築および維持
- (f) 人々が中心の持続可能な開発および社会正義の促進」⁴

これらの項目は基本的に「国連10年」⁵において挙げられた人権教育の目指すべき事柄を踏襲している。おそらく近年のテロリズムやイラク戦争等の状況を鑑み、特に「(e) 平和の構築および維持」という項目が加えられたことと、前プログラムでは「(e) 平和を維持するための国連の活動の促進」と国連の活動が優先するかのように書かれていた平和活動が、「世界プログラム」では「(f) 人々が中心の持続可能な開発および社会正義の促進」という表現に改められ、人間が中心であることが強調されていることが、変化としてあげられる。

人権教育の要素として、より具体的に、

- 「(a) 知識およびスキル一人権およびその保護のための仕組みについて学習し、かつそれらを日常生活の中で適用するスキルを身につけること
- (b) 値値観、態度および行動一人権を支える価値観を発達させ、かつそのような態度および行動を強化すること

2 「人権教育のための世界プログラム第1段階（2005年～2007年）のための修正行動計画」、関西学院大学人権研究室編『KG人権ブックレット No.9』、関西学院大学人権研究室、2005年、31-58頁。第59回国連総会に提出された行動計画に対して、2005年1月末までに各国からの意見が出された。それに基づいた修正行動計画が2005年3月2日に採択された。

3 同書、37頁。

4 同書、37頁。

5 「人権教育のための国連10年」の内容に関しては、関西学院大学人権研究室編『KG人権ブックレット No.8』、2004年、18-48頁を参照。

(c) 行動—人権を擁護および促進するための行動
とすること

の3点を挙げている。この3つの項目も「国連10年」における定義とほぼ同じものであるが、(a)の中で教育の内容として、単に知識だけを与えるのではなく、それを日常生活の中に適用させることの出来る「スキル」を身につける必要性を訴えていることが「世界プログラム」の特徴である。

また、「国連10年」の目的と、「世界プログラム」の目的を比較するならば、「世界プログラム」では、「人権教育の基本的原則および方法論に関して、国際文書に基づき、共通の理解を促進する」「行動のための共通の集団的枠組みを提示する」「あらゆるレベルでのパートナーシップおよび協力」⁶などの表現に見られるように、より互いに協力し合い、人権文化の構築に参与することの重要性が指摘されている。

以上のように、「世界プログラム」においては、その目標や活動がより具体的になり、戦争や暴力、人権の侵害に直面している人間が重視され、相互の協力やパートナーシップが必要とされている。

「国連10年」の人権教育のための国内行動計画に関する指針をもとに作られた「人権教育活動の原則」においても、その内容はより具体的になっており。抽象的な知識の伝達や習得だけではなく、学習者が「自分たちの社会的、経済的、文化的および政治的状況の現実に置き換える方法および手段に関する対話に参加できる」⁷人権教育の内容と参加的教育手法の発展が求められている。

2. 第1段階（2005年～2007年）：

初等・中等教育制度における人権教育のための行動計画

「世界プログラム」では、その第1段階として初等・中等学校制度における人権教育に焦点を当てている。

人が社会の成人構成員から差別意識を受け継いでいくのは、概して初等・中等教育の段階である。大人たちから植え付けられた偏見や社会に根強く存在している差別意識をなくし、ひとりひとり人権意識を確立するためには、初等・中等教育における人権教育の果たす役割は非常に重要である。

「世界プログラム」が、第1段階として初等・中等学校制度における人権教育に取り組むのは、人権教育の効果的で意義のある展開を目指すだけではない。世界人権宣言、子どもの権利に関する条約等、子ども自身の人権が尊重されなければならないことがその背景となっている。教育によって子供たちが社会変革へと積極的に参加する能力を育むことが、人権文化を構築していく大きな力となるという信念に裏打ちされたものである。

それゆえ、「世界プログラム」は単に初等・中等学校における人権教育の必要性を訴えるだけではなく、次の2点が同等に促進され、保障されなければならない。

(a)『教育を通じての人権』：カリキュラム、教材、手法、および研修を含む学習のすべての要素とプロセスが人権の学習に資するようなものであることを確保すること

(b)『教育における人権』：教育制度においてすべての主体の人権の尊重および権利の実践を確保すること⁸

つまり、人権教育を学校で展開していく上でのカリキュラムや、教材、手法などを世界的なネットワークの中で互いに学びあい、発展させていかなければならない。それと同時に、学校そのもの

6 前掲書、「人権教育のための世界プログラム」、38頁。

7 同書、39頁。

8 同書、41頁。

が子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの学ぶ権利を保障する場でなければならない。そのためには「ジェンダーに基づく偏見、女子の身体的・情緒的安全への脅威ならびにジェンダーに配慮しないカリキュラムは、いずれも、教育に対する権利の実現の妨げになる」⁹という問題性の解決も「世界プログラム」の課題といえる。それゆえ「世界プログラム」は以下の要素を含むものでなければならない。

- 「(a) 政策—教育にかかる首尾一貫した政策、法律および戦略を、参加型の方法で策定および採択すること。これらの政策等は、人権を基盤とし、かつカリキュラムの改善および教職員の養成・研修政策を含むものでなければならない。
- (b) 政策の実施—適切な組織体制上の措置をとり、かつすべての利害関係者の関与を促進することによって、上述した教育政策の実施を計画すること。
- (c) 学習環境—学習環境そのものを、人権および基本的自由を尊重・促進するようなものとすること。そこでは、学校に関わるすべての主体（児童生徒、教職員および学校管理者ならびに保護者）が、現実の例および諸活動を通じて人権と連帯を実践する機会を提供される。また子供が自分たちの意見を自由に表明し、かつ学校生活に全面的に参加できるようになる。
- (d) 教授・学習—教授・学習のすべてのプロセスおよび手段が権利に根ざしたものであること（たとえば、カリキュラムの内容および目的、参加型でありかつ民主的な実践および方法論、現行教科書の見直し・改訂を含む適切な教材等）。

(e) 教職員の教育および職能開発—教職員および学校管理者に対し、着任前の研修および現職者研修を通じて、学校における人権の学習・実践を促進するための必要な知識、理解、スキルおよび能力を備えるようにするとともに、適切な労働条件および地位を保障すること。」¹⁰

人権教育とは、人権について学ぶだけではなく、その学習環境が人権意識に根ざしたものでなければならず、すべての人を包括し、迎え入れるような環境においてなされなければならない。生徒たちの多様性が認められ、人権が尊重され、子供を中心となる学習環境が必要不可欠である。そのような学習環境を構築していくプロセスにおいて、知識の伝達だけではない人権教育がなされることを「世界プログラム」は意図している。

3. 取り組みと評価

上記のような人権教育のプログラムは、各学校や地方自治体の取り組みのみによって実施されるものではなく、当然国全体の取り組みと国際的な協力体制が必要である。「国際プログラム」においては、第3章として「国レベルにおける実施戦略」を策定し、次の4段階を追って実行することが求められている。

第1段階 現状の分析

第2段階 優先課題の設定、実施戦略の策定

第3段階 実施、監視、評価

第4段階 評価

「世界プログラム」においては、これらの一つ一つの段階において、こまか行動内容やその結果到達すべき目標が設定されている。

加盟国に対して、最低限の行動として次の3段階が奨励されている。

9 同書、40頁。

10 同書、41頁。

- (1) 学校制度における人権教育の現状分析
- (2) 優先課題の設定および国内実施戦略の策定
- (3) 計画されている活動の実施の開始

さらに、この人権教育プログラムを担っていく主体として、学校や教育に関わる行政機関や人権機関に留まらず、宗教団体、地域共同体、先住民およびマイノリティー・グループ、産業界を含む諸グループも挙げられている。これらの諸団体がこのプログラムの主体であるという自覚を持ち、計画を推進し、協力・支援体制を各国で築いていくことが求められている。これらの協力体制によって、一つ一つの事象としての差別問題に対処するだけではなく、差別の文化そのものを問題として、問題解決への全体的なアプローチが可能となるであろう。

さらに、国内だけの協力体制だけではなく、第4、5章においては、国際的な協力体制の必要性も訴えられている。具体的には、人権高等弁務官事務所、ユネスコ、ユニセフ、国連開発計画、世界銀行等の関連国際機関によって構成される国連諸機関調整委員会を設置し、国際的な調整を行うことが謳われている。国際レベルでの資料や情報、プログラムの共有がもくろまれており、人権教育に関わる新たなネットワーク作りを促進していく計画である。また、プログラムの実施を支える資金的な援助も必要であり、その支援体制の充実も考えられている。

第1段階が終った時点で、各国で実施された行動の評価を行い、評価報告書を国連諸機関調整委員会に提出することが求められている。その国別の報告書に基づき、調整委員会は最終評価報告書を作成し、国連総会第63回期に提出される予定である。

以上、「国際プログラム」の概略を述べてきたが、大学としてこのプログラムの第1段階にどのように関わることが出来るかについて私見を述べたい。

確かに、第1段階の計画は初等・中等教育機関に焦点を合わせたものであり、大学は直接それに関わらないということも出来る。しかしながら、それらの学校のための教員を養成する機関としての大学の人権教育の質と内容が大きな影響力をもって関わってくる。まず、大学そのものが、「教育における人権」が尊重されているかどうかということを吟味しなければならない。「世界プログラム」においても強調されているように、人権教育の内容とその環境とは不可分ではなく、二つが一体となって初めて人権教育が成り立つことを重視するならば、大学の教育制度のその内容そのものを見直し、「世界プログラム」に資する教育機関になっていかなければならぬ。